

平成 24 年 7 月 3 日改定

非該当証明書発行について

株式会社スリーディー  
画像通信システム事業部

当社では、画像通信機器製品の輸出貿易管理令、外国為替管理令による規制について該当非該当判定資料を発行しています。

非該当証明書の発行には下記発行依頼書事項の確認、合意、記入ご確認印調印の上、E-mail または FAX で申し込みください。

尚、製品種や仕向け国などにより依頼の受付から発行日までの所要日数が変わる場合があります。

依頼元などからの指定書式の受付は原則行っておりませんので予めご了承ください。

## 非該当証明書発行依頼書

株式会社スリーディー宛

1. 当社は、注文製品を輸出するに際して、国内外の政府関係法令に遵守し必要な輸出許可申請等の手続きを励行する。
2. 大量破壊兵器の不拡散の為の補完的輸出規制に違反する可能性のある需要者への転売再輸出を行わない

証明書発行日	年 月 日 原則本書依頼日となります。		
証明書発行先			
仕向国			
会社名			
部署名			
ご担当者名		ご確認印	
ご住所			
電話番号		FAX 番号	
ご注文番号			
ご注文製品			
数量			